

令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務 に関する仕様書

本仕様書は、高知県が実施する令和6年度高知県中小企業高度化資金等債権調査・管理・回収委託業務について、仕様を定めるものであり、以下本文中「高知県」を甲、「受託者」を乙という。

1 委託の目的

高知県中小企業高度化資金等の現在事業を行っていない貸付先の延滞債権について、回収業務をより専門的な知見を有する債権回収会社に委託することで、未収債権回収の最大化を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3 委託費上限額

4,254,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 委託債権

制度名	件数	貸付残高	備考
中小企業高度化資金	3 件 (4 先)	元金 1,647,436,691 円	【貸付時期】 昭和 40 年代：1 件 昭和 60 年代：1 件 平成一桁代：1 件 【主債務者】 法人 4 先 【連帯保証人】 個人 8 人 【相続人】 個人 14 人
中小企業設備近代化 資金	1 件 (1 先)	元金 2,610,291 円	【貸付時期】 平成一桁台：1 件 【主債務者】 法人 1 先 【連帯保証人】 個人 3 人 (相続人との重複 2 人を含む) 【相続人】 個人 2 人

- ※ 4件（5先）ともに、主債務者の消滅時効は未完成
- ※ 「5 委託業務の内容」に記載の業務において、接触を要する債務者等は25人程度を見込む
- ※ 甲は乙に対し、契約締結後に債務者等に関する債権管理情報を提供する。
- ※ 貸付残高については、記載の金額にかかわらず、当該債権について契約期間中に新たに発生した当該債権に係る遅延損害金等を含む金額を委託業務の対象とする。

5 委託業務の内容

（1）現況調査業務

乙は甲と連携し、現地調査及び面談調査等を行い、債務者や連帯保証人及びその相続人（以下「債務者等」という。）の所在、生活状況、資産状況、収入状況等の状況調査及び担保物権の状況等を把握する。

債務者等の所在（住民票上の住所）は、甲により調査済みであるが、新たに死亡が判明した場合や、県が相続放棄調査が必要と判断した場合は、追加調査を実施すること。

※接触を要する全ての債務者等との接触を図ること（接触困難者を除く）。

※戸籍、相続放棄を調査するための各種申請は甲で実施する（通信費は甲負担）が、申請に必要な基礎資料（申請対象者の氏名・住所等一覧、相続関係図）は、原則、乙が作成すること。

[接触困難者の例]

- ・戸籍・住民票調査等を行ったにもかかわらず、居所が特定できないもの。
- ・複数回居所（住民票上の住所等）を訪問したにも関わらず、接触できなかったもの。
- ・債務者等が入院等しており、面談や意思疎通が困難なもの。

（2）債権回収可能性の検討及び債権回収方針の決定業務

現況調査結果を踏まえ、債務者等ごとの債権価値の評価・査定を実施し、回収可能性（回収可能金額の試算含む）を検討する。

現況調査や回収可能性の検討を踏まえ、債権回収順位や回収可能額、実現可能な債権回収方法等を織り込んだ「債権回収方針」を決定する。

※債権回収方法については、貸付対象物件を含む資産の任意売却等の指導、担保権実行等に係る手続きや執行証書への執行文付与等の公証人への申立等の法的手続（所定の書類作成を含む）等を想定。

（3）債権回収業務

債権回収方針に従い、債務者等と交渉を行い、債権回収を実施する。

なお、回収金は原則として甲が発行する納付書により債務者等に納入させる方法とする（納付書の作成・送付は甲が行う）。

債務者等が相続放棄の主張等をした場合は、原則、債務者等からの書面の提出によりその意思を確認すること。

また、債務者等からの回収がこれ以上見込めない状態となり、甲が債権を放棄する必要性が生じた場合又は県が必要とする場合には、その理由と債権放棄の妥当性

についての資料を作成し、甲に提出するものとする。

(4) 管理業務

債務者等との交渉状況や償還金の回収状況等に係る管理

(5) 協議・報告業務

①委託当初協議

乙は契約締結後 10 日以内に甲に対し「委託業務実施計画書」を提出し、債権ごとの回収方針及びスケジュール等について報告・協議すること。

②定期報告（毎月）

乙は、「委託業務実施計画書」に基づいて実施する債権回収業務において、以下に示す状況等を甲に毎月報告すること

報告の方法は、電子メールによるものとし、必要に応じてオンライン会議等によるものとする。

	報告内容
①調査状況	調査日時、調査相手、調査内容、調査手段等の報告
②交渉状況	様式 1 により報告。※様式は必要に応じ修正しながら対応。
③回収状況	回収日時、回収金額、回収内容、回収手段等の報告

③緊急報告

乙は、次に掲げるような重大な事実が判明した場合には、速やかに甲に報告するとともに対応方針について協議すること。

ア. 債務者等が、破産手続、民事再生手続の申立等を行った場合

イ. 債務者等が所有する不動産が売却、贈与等された場合又は当該不動産に抵当権が設定された場合

④最終報告

様式 1 を基に「交渉経過報告書」を作成し、その実績を踏まえた最終的な回収方針を「回収方針書（最終）」として書面にまとめ、甲に提出すること。

(6) その他

上記（１）～（５）に付随する業務

6 法的処理

(1) 強制執行

強制執行については、原則として甲が申立てるが、乙は申立てに関し、必要な調査、資料の作成等に協力するものとする。

(2) 法的整理事案に係る裁判所関係手続

債務者等が法的整理を申立てた場合において、乙は、甲が行う債権届出に関し、必要な調査、資料の作成等に協力するものとする。

7 業務の遂行にかかる基本的事項

委託業務の対象となる貸付金は、産業の振興を目的とする政策性の高い貸付金であったが、貸付実行時から 40 年以上経過しており、貸付先は現在事業を実施していない。

このため、本委託業務の遂行が債務者等の権利・財産に大きく影響を及ぼすことを踏まえ、乙は以下に従い業務従事者を配置し、業務を遂行すること。

(1) 業務従事者等の配置及び届出

- ① 本業務に従事する者（以下、「担当者」という。）として、債務者等との信頼関係を保ち、接触拒否者等に対する交渉を円滑に行うことができる資質、能力を有する者を配置すること。
- ② 担当者は、債権回収業務を2年以上経験している者であること。
- ③ 担当者は、甲の代理人として品位ある態度、服装を保ち甲の信用を失墜するような行為を行わない者であること。
- ④ 乙は、担当者を指揮、監督し、本業務全般について統括する者（以下、「業務責任者」という。）を指定すること。
- ⑤ 乙は、委託契約締結時に担当者及び業務責任者の氏名等を届け出ること。
- ⑥ 乙は、本業務の担当者が変更となる場合は、担当者の引継ぎも含めて、甲と誠実に協議すること。

(2) 委託業務実施計画書等の提出

- ① 乙は、契約締結後10日以内に委託業務実施計画書を作成し、甲へ提出する。
※債権（案件）毎に、具体的に記載すること。
- ② 年度中途において、乙が委託業務実施計画書の内容を変更しようとする場合、乙は委託業務変更実施計画書を甲に提出し、協議する。

(3) 業務の適正処理

- ① 乙は、法令を遵守し、甲の代理人として良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債務者等からの相談には常に適切かつ丁寧に対応し、債務者等との無用なトラブルを引き起こさないよう取り組むこと。
- ② 乙は、十分なチェック体制のもと、ミスなく業務を行うこと。
- ③ 債務者等及び第三者からの苦情については、乙において対応することとし、その苦情の内容及びその対応について、速やかに甲に書面にて報告すること。
- ④ 乙は、業務の全ての段階において、個人情報保護法、高知県個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報保護を厳密かつ適正に行い、十分な対策を講じること。また、乙において守秘義務を果たしていくための適切な措置をとること。

(4) 経費の負担区分

「6 法的処理」に係る甲への協力に要する費用は甲の負担とし、これ以外は乙の負担とする。

ただし、住民票の写し（戸籍の附票）、戸籍謄本、登記事項証明書等の公的機関が交付する書類を必要とする場合は、甲が交付申請を行うため申し出ること。

8 その他

業務の実施にあたり、甲、乙協議すべき事項が発生した場合には、適宜、協議を行うものとする。